大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱

令和４年９月２２日会長決定

（趣旨）

第一条　この要綱は、大阪府障害者自立支援協議会規則（平成二十四年大阪府規則第百六十一号　以下「規則」という。）第十条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、大阪府障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（部会）

第二条　規則第六条に基づき、協議会に次の表の左欄に掲げる部会を設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担任する。

|  |  |
| --- | --- |
| 部会 | 担任する事務 |
| ケアマネジメント推進部会 | 障がい者の地域生活を支援するための障がい者ケアマネジメント体制にかかる調査審議に関する事務 |
| 高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会 | 高次脳機能障がいにかかる専門相談や関係機関とのネットワークの充実など支援体制にかかる調査審議に関する事務 |
| 就労支援部会 | 障がい者の就労支援施策や関係機関のネットワークの充実等にかかる調査審議に関する事務 |
| 障がい者虐待防止推進部会 | 障がい者虐待の防止及び障がい福祉サービス等の改善にかかる調査審議に関する事務 |
| 地域支援推進部会 | 障がい者が安心、安定した地域生活が送れる地域生活支援システムの構築にかかる調査審議に関する事務 |
| 発達障がい児者支援体制整備検討部会 | 発達障がいにかかる早期発見、早期療育及び就労支援など支援体制にかかる調査審議に関する事務 |
| 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会 | 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等が安心して地域生活を送れるよう関係機関との支援にかかる調査審議に関する事務 |

２　部会の決議は、会長の同意を得て、協議会の決議とすることができる。

（守秘義務）

第三条　協議会の委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議録）

第四条　会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（会議の公開）

第五条　協議会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると会長が認めるときは、この限りではない。

（意見の聴取等）

第六条　協議会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第七条　この要綱に定めるもののほか、協議会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長又は部会長が定める。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月２４日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年９月３０日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年６月２２日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年１月２３日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年３月２８日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年９月２２日から施行する。